

障第614号  
健第928号  
令和2年11月25日

各市町村長 殿  
医療機関開設者 殿  
関係機関の長 殿

徳島県保健福祉部障がい福祉課長  
(公印省略)  
徳島県保健福祉部健康づくり課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費に係る  
支給認定有効期間の取扱いについて (通知)

平素から、本県の保健福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことにつきましては、令和2年4月30日付け厚生労働省通知を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する観点から、令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に自立支援医療等の支給認定有効期間が満了する受給者を対象に、一律に1年間の延長措置が実施されているところです。

この度、厚生労働省より、別添のとおり令和3年3月1日以降に支給認定有効期間が満了する受給者に対し、公費負担医療等の適正な給付を確保する必要があることを踏まえ、通常の手続きにより行う旨の通知がありましたので、周知致します。関係機関御担当者様におかれましては、令和3年3月1日以降に支給認定有効期間満了を迎える受給者の受給者証の取扱いにつきまして、1年間の延長措置を適用なさいませぬよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する通知は、下記徳島県ホームページでも掲載しておりますので御確認をよろしくお願いいたします。

●障がい福祉課(自立支援医療制度(育成医療・更生医療)についてのお知らせ)  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogai/fukushi/5040822/>

●健康づくり課(新型コロナウイルス感染症に関する自立支援医療の取扱いについて)  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogai/fukushi/5037233/>

【担当】

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

(更生医療に関すること)

徳島県保健福祉部障がい福祉課  
在宅サービス指導担当 遠藤, 二見  
電話 088-621-2248  
ファクシミリ 088-621-2241

(育成医療・精神通院医療に関すること)

徳島県保健福祉部健康づくり課  
こころの健康担当 佐藤, 中尾, 間  
電話 088-621-2221  
ファクシミリ 088-621-2841